

憲法發布式拜觀概況

特70

35

031516-000-2

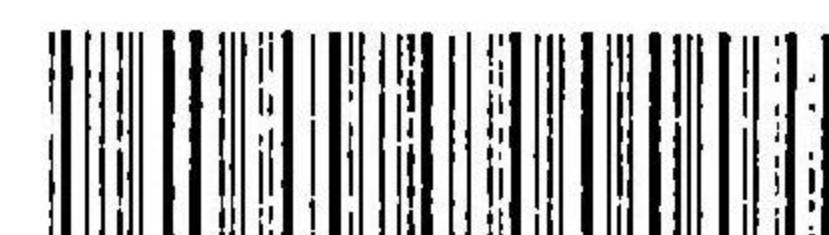
特70-355

憲法發布式拜觀概況

千葉県

M22

BBE-0116



憲法發布式拜觀概況

二月十一日ハ則チ我國紀元ノ節日ニシテ苟モ我國民タルモノハ記憶
スペキノ祝日ナリ當日ヲトシテ敕聖文武ナル我明治天皇陛下ハ日本
國ニ附與スルニ我國不朽ノ憲法ヲ以テセラル此大典ノ式場ニ三府四
十三縣(秋田縣ハ當時縣會解散中)ニ付議長此典ニ與ラズノ府縣會議長
ヲ招集シ以テ拜觀ヲ免サル斯ノ如ク府縣會議長ヲ招集シ以テ此大典
ノ拜觀ヲ免サル、ノ趣旨タルヤ蓋シ各府縣會議長ナル者ハ其府縣會
人民ノ代表者ト認ムベキ地位ニ在リ故ニ長クモ三千七百万ノ民衆ヲ
シテ均シク此大典ニ與ラシムルノ聖慮ニ從ヒ殊更ニ府縣會議長ヲ
招集セテレタル儀ト信シ申ス所ナリ是ヲ以テ予不肖ナリト雖ニ其任
ニ當リ其責ヲ盡サドルヲ得ズ故ニ予其大典ニ參會セシ始末ノ概況ヲ

筆記シ以テ縣内有志ノ諸君ニ報道セントス

千葉縣會議長池田榮亮

明治廿二年一月廿五日千葉縣知事石田英吉君ヨリ左ノ通り達セラル
官號外

御用有之候ニ付通常禮服用意來ル二月五日迄ニ上京スペキ旨内務
大臣ヨリ達ニ付此旨相達ス

明治二十二年一月廿五日

千葉縣知事石田英吉印

縣會議長池田榮亮殿

右ノ報道ヲ得テ予ハ其命ニ從ヒ二月四日東京ニ着シ左ノ届書テ内務
大臣ニ呈出ス

着御届

御用有之二月五日迄ニ上京可致旨縣知事ヨリ通達有之候ニ付昨四

日着京日本橋區濱町三丁目一番地自宅ニ滞在致居候間此段御届申
上候也

明治二十二年二月五日

千葉縣會議長池田榮亮

内務大臣伯爵松方正義殿

當日ヲ期シ東京ニ參集セシ各府縣會議長ノ姓名ハ左ノ如シ

東京府淺草區今戸町 沼間守一 京都府丹波國南桑田 田中源太郎

四番地 大坂府西區北堀江 大三輪 長兵衛

五丁目 兵庫縣美嚢郡渡瀬村 石田貫之助

新潟縣中頸城郡 鈴木昌司

群馬縣碓氷郡安中驛 湯淺治郎

三百十九番地 茨城縣筑波郡筑波町 妹尾万壽吉

三番地 奈良縣平群郡東安堵 今郵勤三

十四番地

崎町

埼玉縣北足立郡龍馬至村東 京下谷區練塚町三十番地

千葉縣武射郡飯櫃村 加藤政之助

栃木縣安蘇郡小中村 田中正造

三重縣波會郡山田河 北川矩一

愛知縣中島郡宮花池	森 東一郎	靜岡縣城東郡池新田	九 尾 文 六
山梨縣北巨摩郡安都	八 卷 九 萬	村百九十一番地	
那村百五十五番地		滋賀縣蒲生郡西庄村	中小路 與平治
岐阜縣岩村三		七十一番地	
百七十四番戸		長野縣上水内郡長野	島 津 忠 貞
福島縣惠那郡岩村三	淺見與一右衛門	十九番地	
安達郡二本松	安部井 磐 根	青森縣中津輕郡弘前	寺 井 純 司
岩手縣盛岡馬場小路	上 田 農 夫	土手町六十二番地	
廿五番地		遠藤秀景	
山形縣南村出郡山形	佐 藤 里 治	石川縣	
旅籠町新築窯		福井縣坂井郡波寄村	杉 田 定 一
富山縣礪波郡島新村		一番地	
三百五十番地	島 田 孝 之	鳥根縣那賀郡本田村	佐々木 慎
鳥取縣八上郡布袋村		二番地	
二十七番地	木 下 莊 平	廣島縣安藝國賀茂郡西條東	
岡山縣真島郡西河内		村九十五番戸	
山村五十二番戸	井 手 毛 三	和歌山縣那賀郡中山	兒 玉 伸 兒
三十六番地	吉 富 簡 一	村四番地	
德島縣名東郡下八方	椎 野 傳 治 郎	香川縣讚岐國高松	松 本 賢 四 郎
村		大分縣大分郡大分町	
高知縣上佐國幡多郡中村町	小 野 道 一	小 原 正 朝	
二百五十六番地		九十七番地	
佐賀縣佐賀郡木原村	福岡縣山門郡柳川	熊本縣下益城郡堅志	
宮崎縣宮崎郡下北方	岡 田 弧 鹿	田 村 五十二番地	
村二百二十五番戸	野 田 常 貞	鹿兒島縣給黎郡知覽	嘉 悅 信 之
	原 田 實	折 田 兼 至	
二月五日石田縣知事ヨリ左ノ通り達セラル			

内務大臣ヨリ被相達候儀有之趣ヲ以テ來ル七日午前十時内務省へ
出頭候様其筋ヨリ通知有之候條右御心得可有之此段及御達候也
明治二十二年二月五日

千葉縣知事石田英吉

同六日伊藤伯ヨリ左ノ招狀ヲ受ク
拜啓陳ハ本月十四日前十一時三十分芝離宮ニ於テ小集會相催度
候間御來臨被下度致冀望候敬具

明治廿二年二月六日

伯爵伊藤博文

千葉縣會議長池田榮亮殿

本日各府縣會議長等日本橋萬町柏木亭ニ會シ協議スル處アリ其要ニ
曰ク我等今回御用有之禮服用意ノ上出京可致旨內務大臣ヨリ達ノ趣
チ縣知事ヨリ達セラレ依テ上京セシモノナリ然ルニ官報ニ於テ發布
式ノ御次第ヲ見ルニ各府縣會議長ハ正殿廊下ニ於テ拜観ヲ許サルト
アリ益シ許可ハ請願ニ對スルノ文字我等請願セシニアラズ故ニ式場
ニ參列スルコニ改正セラル、様請願スルコニ決議シ其手續ヲ定ム
同七日午前十時内務省ニ出頭ス内務大臣松方伯ヨリ來ル十一日憲法
發布式拜観ノ儀及宮中心得左ノ通り達セラル

參內者心得

一着服指示ニ達フモノハ參內ヲ許サズ
一外套ハ昇殿ノ節必ズ車中ニ脱シ置クベシ但婦人ハ此限ニアラズ
一宮中ニ在テハ禮服靴ヲ用ウベシ
一宮中ニ在テハ必ず脱帽スベシ
一宮中ニ在テハ總テ式部官ノ指示ヲ受クベシ
一宮中ニ在テハ喫煙ヲ禁ズ
一參列拜観ノ向ハ式ノ前後ニ於テハ最モ静肅ナルベク退出ノ節ハ
特ニ混雜ナキ様注意スペシ
一昇降下乗ハ二十二年一月九日宮内省ノ號外達ニ依ルベシ
一車馬ノ立場ハ總テ皇宮警察官ノ指示ヲ受クベシ
本日宮内大臣ヨリ來ル十一日夜宮中ニ於テ催フサル、舞樂ノ陪覽ニ
招待セラル其招狀ノ寫ハ左ノ如シ

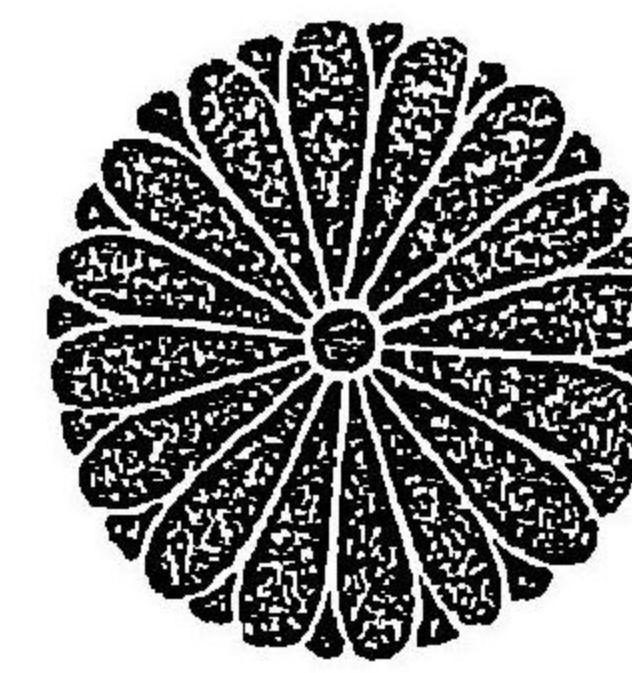
宮内大臣

皇帝

皇后兩陛下ノ旨ヲ奉シ千葉縣會議長池田榮亮
殿ヲ來ル十一日午後九時宮中ニ於テ催サル
、舞樂ノ陪覽ニ招待ス

明治二十二年二月七日

文官有爵者ハ大禮服親任官宮内勅任官
陸軍將校ハ正裝海軍將校ハ大禮服服制
ナキ者ハ通常禮服(燕尾)白襟飾白手套大
綬章佩用
夫人ハ中禮服(ローブデコルテー)



舞樂目錄

大和歌

久米舞

舞樂

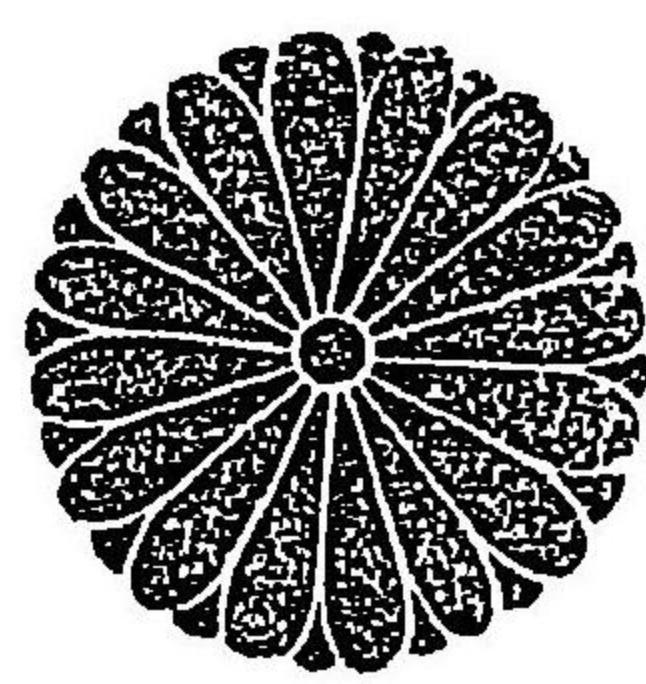
太平樂

打撻樂

春庭花

胡蝶童舞

長慶子



別紙心得

一參内ノ節ハ乘車馬ノ儘坂下門又ハ通用門ヲ入り東車寄ヨリ參入シ招狀ノ封筒ヲ持參シ同所ニ於テ掛官ニ示スベシ

一別紙印鑑ハ參入ノ節ハ坂下門又ハ通用門内中仕切柵ニ於テ立番ソ警手ニ示シテ通行シ退出ノ節ハ前同所ニ於テ警手ニ交付スベシ

別紙印鑑三枚添與セラル

右ノ招狀ヲ受ク依テ御請書ヲ宮内大臣ニ差出ス

御請

來ル十一日宮中ニ於テ御催ノ舞樂陪覽ノ榮ヲ辱シ謹テ右御請申上候也

明治二十二年二月十日

千葉縣會議長池田榮亮

宮内大臣子爵土方久元殿

本日内務大臣松方伯爵ヨリ左ノ招待狀ヲ受ク

拜啓陳ハ來ル十三日永田町官邸ニ於テ夜會相催候間午後七時三十分御光臨所希候敬具

明治二十二年二月七日

内務大臣伯爵松方正義

千葉縣會議長池田榮亮殿

本日右ノ招狀ヲ受ケシト雖ニ當日多忙ニシテ臨會セザリシハ遺憾ノ至リナリヤ

謹言

今度御上京を幸ひ来る十日午後五時芝公園地内三綠亭に於て晚餐を差上度存じ候幸に御來臨被下候ハ、難有存じ候

二月七日

嚙鳴社有志總代

沼間守一

同八日元老院議官諸君ノ招狀ヲ受ケ右ハ昨七日既ニ招狀ヲ受ケシト
雖ニ左ノ文中ニ示スガ如キ次第ニ付更ニ時刻ヲ繰替ルニ過キス其文
面ハ左ノ如シ

拜啓陳者來ル十三日於紅葉館晚餐差上度旨及御案内候處同日ハ松
方伯夜會ノ趣ニ付刻限ヲ繰上ケ午餐差進度候間同日午前十一時三
十分同所ヘ御來車希望候此段更ニ及御案内候敬具

二十二年二月八日

三浦安

小糸美稻

井田讓

楠本正隆
柳原前光

外數名

池田榮亮殿

同九日石田縣知事ヨリ左ノ通り達セラル

別紙寫之通宮内次官ヨリ通牒有之候趣內務省ヨリ申越候條御心得
有之度此段及御通知候也

廿二年二月九日

石田千葉縣知事

千葉縣會議長池田榮亮殿

來ル十一日憲法發布式及觀兵式拜觀之節着服ハ通常禮服(燕尾)高帽
白襟飾白手套勳章佩用之事

參內之節ハ乘車馬之儘坂下門又ハ通用門ヨリ入り東車寄ニ於テ下車馬之事

本日縣知事ヨリ左ノ二通宮内次官及式部長官ヨリ通牒有之候趣ヲ以テ達セラル

宮中ニ於テ諸儀式被爲行候節ハ勿論御陪食夜會等御催之節被爲召候人々ニ在テハ素ヨリ不躰載之義無之事トハ存候得共來ル十一日宮中ニ於テ御催相成候晚餐夜會ニハ内外人共多人數參入致候儀ニ付當日被爲召候諸員ハ一層注意致候様豫テ御内諭相成度此段爲念申入候也

明治廿二年二月七日

内務次官芳川顯正殿

宮内次官伯爵吉井友實

來ル十一日左記ノ聾御親祭ノ節着床同日憲法發布式場参列ノ事ニ改定相成候間午前八時三十分迄ニ賢所前參集所ヘ參集候様夫々御達有之度此段及御通知候也

在京奏任官三等以上

内閣樞密院各省元老院警視廳奏任官四等以下每等惣代各一名
北海道廳各府縣奏任官四等以下全體ニ對スル惣代每等各一名
府縣會議長

明治二十二年二月九日

式部長官侯爵鍋島直大

内務大臣伯爵松方正義殿

本日出京ノ各府縣會議長麴町區富士見町富士見軒ニ於テ懇親ノ宴ヲ開クノ約アリ午前十時車ヲ驅テ同所ニ赴ク相會スルモノ三十七名胸

襟ヲ開テ相話シ而後寫眞師小川眞一ヲ招キ一同庭前ニ進ンデ撮影ス
又ク各自豫テ日本赤十字社長子爵佐野常民君ノ招狀ヲ受ケアリシカ
バ直チニ芝離宮ニ赴ク其招待狀ハ左ノ如シ

拜啓陳ハ來ル九日芝離宮ニ於テ各大臣始今回上京之各地長官其外
チ招請シ總裁小松宮殿下ヨリ親シク御懇話有之候ニ付當日午後二
時御貴臨被下度此段御案内申進候敬具

明治廿二年二月

日本赤十字社長子爵佐野常民

千葉縣會議長池田榮亮殿

右招待ニ依テ相會スルモノ無慮五百餘名總裁小松宮殿下ノ演說アリ
社長佐野君更ニ其意ヲ擴メテ演アル所アリテ午後四時退散ス予ハ豫
テ海軍醫官ノ催ニテ芝公園内彌生舎ニ於ル角力見物ノ招待ヲ受ケア

リシカバ右ノ場所ニ赴ケリ然ルニ同夜左ノ書面ヲ得タリ

拜啓陳ハ本日芝離宮ニ御來會ヲ添フシ候所猶明十日本社ニ於テ總
裁小松宮殿下本社篤志看護婦人會幹事長同宮御息所殿下ヨリ親敷
社事御協議且本社之實況モ供御一覽度候間可成御差縁ヲ以テ同日
午後三時御來社相成度此段得貴意候也

明治廿二年二月九日

日本赤十字社長子爵佐野常民

千葉縣會議長池田榮亮殿

同十日本日ハ右ノ招待ニ依テ其本社ナル麹町區飯田町赤十字社ニ赴
ク社長既ニ來會シアリテ談話數刻ニシテ一同退散セリ

本日陸軍少將原田一道君ヨリ左ノ書面ヲ寄セラル

拜啓弊校儀專ラ軍人志望ノ者ヲ集メ教育罷在御縣下ノ子弟モ多分

入學致居候ニ就而ハ今般御上京ヲ幸ニ教育ノ實況御一覽被下候得
者大ニ生徒ノ獎勵ニモ相成候間御縁合ヲ以テ來ル十四日午後九時
御來臨被下度希望仕候敬具

明治二十二年二月十日

成城學校長原田一道

池田千葉縣會議長殿貴下

蓋シ當學校ハ軍人緊要ノ學術ヲ教授シ以テ軍事ノ改良ヲ望ムニアリ
千城ノ將貌貅ノ士此所ニ出ツ護國ノ基本ヲ育生スルノ場所ナルガ故
ニ予モ亦タ進ア其實況ヲ一覽セソフニ冀望セシ所ナリキ

十一日夜來天雪ヲ飛ス翠ヲ掩ヒ碧ヲ韜ムト云フ迄ニ至ラザリシモ寒
氣肌ニ徹ス午前八時三十分車ヲ驅テ御所ニ赴キ賢所前參集所ニ參集
ス抑モ賢所ノ御模様タルヤ正面ニ三座ノ神殿ヲ設ク左方ニハ諸親王
ヲ恭ク憲法發布ノ御告文ヲ奉シ給フ御告文ハ左ノ如シ

告文

皇朕レ謹ミ畏ミ 皇祖 皇宗ノ神靈ニ詰ケ白サク皇朕レ天壤無窮
ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコ
無シ顧ミルニ世局ノ進退ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク 皇祖 皇
宗ノ遺訓ヲ明徵ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率
由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益
々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典
範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆 皇祖 皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘ

ル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ
舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ 皇祖 皇宗及我カ 皇考ノ威靈ニ倚
籍スルニ由ラサルハ無シ 皇朕レ仰テ 皇祖 皇宗及 皇考ノ神祐
ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ノ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ
懲ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ 神靈此レヲ靈ミタマヘ

右畢リテ諸員一同拜禮順次退出ス午前十時親任官公爵勳一等勅任官
府縣知事驛番間祗候侯爵伯子男爵物代入場次テ各國公使館員一同入
場アリテ玉座ノ右傍ニ起立ス其他參列ニ與リタル奏任官府縣會議長
拜觀ヲ仰付ラレタル外國人及新聞記者一同御廊下ニ整列ス暫クシテ
諸大臣入場伶人樂ヲ奏ス 聖上皇后兩陛下出御アラセ給フ 聖上高
御座ニ着御アラセ給ヒ左ノ勅語ヲ下シ給ヘリ一同謹テ之ヲ拜聽ス

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承
クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布
ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力補翼ニ倚リ我カ帝國ヲ
肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト並ニ臣
民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成
跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠貞ナル臣民ノ子孫ナ
ルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ
益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラ
シムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナ
リ

右畢リテ帝國憲法ヲ 聖上自ラ内閣總理大臣ニ授ケサセ給フ總理大

臣恭シク拜受ス此時伶人復ヒ樂ヲ奏ス 聖上皇后陛下入御アラセ給
 フ當日ノ大式禮ハ右ニテ畢ヌ退散後予等一同ハ東京ホテルニ於テ午
 餐ヲ喫シ午後青山練兵場ニ赴キ觀兵式ヲ拜觀セリ諸又同夜宮中ニ於
 テ催サレタル舞樂陪覽ノ榮ヲ辱フセリ夫ノ舞樂場ノ次第ヲ略記セン
 =前面ノ舞場ハ差シテ廣ヤカナルモノニアラズ稍々中央ニ突出セリ
 伶人ハ後部ノ廊下ニ居並ビ正面ノ高座ニハ兩陛下出御坐シテ玉座ノ
 左右ニハ親王方御息所方居並ビ給ヒ左右ニハ親任官各國公使列座ス
 次テ勅奏任官各府縣會議長列ヲ爲セリ和氣洋々ノ間ニ奏樂興ル予此
 陪覽ノ榮ヲ辱フス是ヲ以テ聊カ舞樂ニ就テ述べサルベカラズ抑舞樂
 ナルモノハ王朝ノ古式ナリ往古宮中ニ於テ舞曲ヲ二別シテ唐舞高麗
 舞ト云フ其唐朝ヨリ傳來スル所ト高麗ニ據ル所ノ別アルヲ以テナリ
 唐舞ヲ左樂ト稱シ高麗舞ヲ右樂ト稱ス此左右ノ樂名ハ即チ紫宸殿前

ノ左右ニ於テ舞スルノ例アルヲ以テナリ又大和舞ト稱スルモノアリ
 其ハ我國固有ノ舞曲ニシテ久米舞五節舞等其部内ニ屬スルナリ古制
 =據レバ三大節會ニハ必ズ舞樂ヲ行ハシント雖ニ今ヤ然ラズ然レニ
 新嘗祭ノ如キニハ必ズ舉行セラル、ヲ例トスト云フ

舞曲ノ數甚タ多シ予ハ只ニ宮中ニ於テ催サレシ舞曲ニ就テ一吉セン
 ノミ夫レ大和歌ナルモノハ神武天皇大和國兎田縣ノ魁師兄猾ト呼ベ
 ルモノヲ征討スルト作リ給ヘル所ナリ首メ久米氏ナシテ其詞ヲ謠ハ
 シム以降其氏ノ人ニ非レバ謠フヲ得ザリキ後世其舞曲ハ氏性ニ限ラ
 ザルニ至リシモ久米舞ノ稱ハ尙ホ今日ニ存シ大嘗會等ノ大禮ニハ之
 ヲ奏スルヲ以テ例トセリ其舞者四人歌者三人其一人笏拍子ヲトル笛
 一人篠篥一人和琴一人ヲ以テ定式トスト云フ舞人劍ヲ舞シ凱旋ヲ祝
 スルノ意ナ爲ス

右ハ我國固有ノ舞曲ナリト雖ニ其他ハ都テ唐曲ナリ太平樂ナルモノハ一名武將破陣樂又武將太平樂或ハ又項莊鴻門曲ト云フ是亦タ劍舞ナリ

打毬樂ハ唐南卓ノ著ス所ナリト云ヒ又黃帝ノ作ナリトモ云フ元來此樂ハ武德殿騎射ノ後チ唐ノ衣冠ヲ着スルモノ馬上毬子ヲ走ラス其時ニ奏セシ曲ナリ打毬ノ名コヽニ因ス

春庭花ハ延喜年間遣唐使久我眞藏ナル者ノ傳來スル所ニシテ歌ハ和爾部太田丸ノ作ナリト云フ此舞ハ即チ春庭舞ナリ

胡蝶ナル曲ハ延喜六年八月太上法皇童ノ相撲御覽ノ時作ル所ナリ一說ニ山城守忠房朝臣ノ作ナリト云フ後世貴賤トナク殊ニ此曲ヲ賞翫セリ

長慶子ハ長慶年間ノ作ナリ長慶子ノ名蓋シ此ニ因ス體源抄ニ博雅三

位ノ作ナリト書セリ此曲ハ退出ノ際之ヲ奏ス其音聲自ラ然ル所アルヲ以テナリ

同十二日本日ハ豫テ黒田伯ヨリ左ノ招待狀ヲ受ケアリシカバ則チ同夜會ニ參集セリ相會スルモノ親王及御息所方各大臣各國公使勅奏任官ヲ始メ内外貴顯紳士無慮五六百名

拜啓陳者來二月十二日永田町官邸ニ於テ夜會相催候間同日午後九時御來會被下度此段御案内申上候敬具

明治二十二年一月三十一日

内閣總理大臣伯爵黒田清隆

同 滉子

千葉縣會議長池田榮亮殿

同 令夫人

且豫テ松方伯ヨリ明十三日夜會可相催旨案内之レアリシモ右ノ趣ヲ
以テ相見合候様申送ラル

明十三日夜會可相催積豫テ御案内申置候處哉ニ差支出來同會相見
合候間宜御承知被下度此段申進候也

明治二十二年二月十二日

内務大臣伯爵松方正義

千葉縣會議長池田榮亮殿

同十三日去ル九日外務次官子爵青木周藏君ヨリ來ル十五日夜會相催
候趣案内ヲ受ケアリシモ亦タ左ノ趣ヲ以テ相見合スル旨書狀ヲ以テ
申送ラル

拜啓陳者來ル十五日夜會相催候ニ付御案内致シ置候處文部大臣薨
去ニ付乍遺憾相見合中候此段御通知申進候敬具

明治二十二年二月十三日

子爵青木周藏

同

夫人

池田榮亮殿

本日元老院議官ノ招待ニ應シ芝紅葉館ニ於テ午餐ノ宴ヲ受ク
同十四日本日午前十一時三十分芝離宮ニ於テ催セル伊藤伯ノ小集會
ニ赴ク親王方各大臣在京勅奏任官地方長官及各府縣會議長ハ大半參
會ス立食ノ後退散セリ但本日府縣會議長ノ内伊藤伯ニ憲法ニ就テ演
說アラソフヲ乞フモノアリ然ルニ本日ハ接待ノ任ニアルヲ以テ明日
更ニ其意ニ應ズベキ旨ヲ約ス
同十五日伊藤伯ハ則チ昨日ノ約ヲ踐ミ各府縣會議長ヲ自邸ニ招キ左
ノ演説ヲ爲サレタリ

諸君 昨日芝離宮へ招迎したる諸君の中予に一言を求められたりと雖も他の來賓に對しても頗る客を待つの禮を缺くの憚あるを以て固辭し更に今日をト定して則ち諸君の枉車を請ひたる幸にして今日諸君の駕を枉げられたるへ予の満足する所なり

然りと雖も予ハ多忙にして充分考慮を費すの暇なく隨て述ぶる所亦序次を爲さるを恐る諸君請ふ姑く恕する所あれ

諸君ハ各府縣に在て人民の信任を荷ひ各々其の府縣の議會に首席する議長の任を帶ぶるものあれば其府縣の人民を代表する者として今般憲法發布の盛典に參列するの榮を得られたり此の機會に當り諸君に接し聊か鄙見を述ぶることを得るへ最も予の欣幸とする所なり予ハ多少諸君を裨益する所あらんことを期したりと雖も唯だ恐る諸君の爲に有益の談を爲すこと能ひざるを

予ハ先づ憲法の大意に付て諸君の清聽を煩さん

今般發布せられたる憲法ハ云ふまでもなく欽定憲法あり蓋し欽定とハ既に諸君の熟知せらるゝ如く天子親ら定め玉ふの辭にして天子の特許して一國の臣民に賜與し玉ふの義あり故に此憲法ハ全く天皇陛下の仁惠に由り臣民に賜與し玉ひしものあるを恒に諸君の心に銘じて記憶せられんことを冀望す

抑々我が憲法ハ六章七十六條を以て成立するものにして諸君ハ業既に反覆熟讀せられたるべきを以て今各條を引擧して辯論するの要なきを信ず

第一章ハ十七條を以て成立し天皇の大權を規定し第二章ハ十五條を以て成立し臣民の權利を規定し第三章ハ二十二條を以て成立し議會の組織權限を規定し第四章ハ二條を以て成立し國務大臣樞密顧問の

責任を規定し第五章ハ五條より成立し司法權を規定し第六章ハ十一條を以て成立し會計を規定す其他ハ補則にして四條を以て成立し憲法の變更及憲法を發布せらるゝに際し法律規則の相矛盾するものを無効ありとするの類を規定せり

今我が憲法制定の体式を以て他の立憲諸國の憲法と比較するに其間大差別の存するものあり乃ち第一章に君主の大權即ち主權を明記するものハ他國の憲法に其例あるを見ざる所なり而して其然る所以のものハ一考直に了解するを得べし抑々我が日本國ハ開闢の始より天皇親ら開き玉ひ天皇親ら治しめすを以て之を憲法の首條に載するハ實に我が國體に適應するものと謂ふべし是れ他國の憲法と大に其構成脉裁を同くせざる所以なり而して第二章ハ臣民たる者の當に享くべきの權利と當に盡すべきの義務とを掲げたり想ふに法律の範圍内

に於て當に臣民の享くべきの權利ハ約ね羅列して餘す所なし第三章ハ天皇立法權を行へせらるゝに當り豫じめ民臣の代表者に諮詢し其協翼參贊を得らるゝが爲に構成すべき集合體の制を載す其他條章に付てハ殊に贅辯するを要せず

今般發布せられたる憲法ハ天皇陛下の深く聖慮を勞し玉ひ又充分審議を盡させ玉ひし所にして此の憲法に於て日本臣民たる者の享受すべき權利の境域ハ甚だ廣汎にして普通憲法學上より之を論するも殆んど完全なりと云ふも敢て不可なかるべし

夫れ議會を開設して政治の得失を議するの必要如何を問へば第一に凡そ法律を制定するハ臣民の代表者を待て衆謀を詢ふを要し第二に國家の歲計即ち歲出入を定むるハ衆言を聽くことを要す蓋し國庫の歲入ハ臣民より徵するの租稅より成立し歲入ハ國家生存の爲に必要

なる需給に充つべきものなるを以て均しく議會に諮詢して其議決を経るを要す是れ則ち議會を開て政治の得失を譲せしむるの最大効力なり而して我憲法中此二個の最大要素の整然として備る所あるを見るべし

次に政府の如何なるものなるかと言へば乃ち政府の天皇陛下の政府なりと云へざるべからず我政府の主權の存する所に支配せられ活動すべきものたり蓋し我國の主權の天皇陛下の玉體に集合するを以て百揆の政皆之を至尊に總べて其綱領を攬らせらるゝなり宰相の如きも獨り天皇陛下の任免し玉ふ所にして敢て他の干預を待たず而して宰相の國政を行ふに於て其責任を負へざるべからず即ち責任宰相たらざるべからざるなり是れ亦憲法學上に於て種々議論ある事なれども我國將來の政跡に於ての責任宰相たると既に炳焉として更に疑

を容るゝ地あしと云ふて可なり

予の論點を前に旋し主權に付て一言せん抑々主權に付ての歐米學者の説く所數派に分れ未だ全く歸一する所なしと雖も畢竟其國の歴史人情風俗等の異なるより各々其國の成立を同くせざるを以て主權の歸着に差違あるゝ各國皆然りと云ふべし而して或の君主國と稱するも主權必ず君主に存せずして却て君民の間に在るものあり或の主權民に在りと云ふも其實然らざるものあり彼の共和國に在ての主權全く人民に在りと雖も我國の如きの開闢以來の歴史と事實とに従して主權の君主即ち王室に存し未だ曾て主權の他に移りたるの事實なく又移るべきの道理あらざるなり是を以て憲法已に定り人民の其範圍内に於て各般の權利を享受することを得るも之を以て主權人民に移れりと思ひ、是れ謬見の最も大なるものあり何となれば臣民の權利

を規定せらるゝも主權の依然天皇陛下の有し玉ふ所あればあり試に國家學の大脉より論するも一國と云へ、國家を爲すものたらざるべからず而して國家庶般の權力の主權者の總攬する所たり歐洲に於ても中古主權論の器々たる時に當り孟的斯鳩の如きの夫の三權分立の說を主張したり蓋し三權分立との諸君の丁知せらるゝ如く立法司法行政の三權を三個の機關として各々獨立せしむべしといふに在り而して輓近の學者が學術上に致へ事實に徵して唱道する所の說に従へば主權の歸一にして分つべからずと云に在り譬は人脈の四支百骸ありて而して精神の經絡の總て皆其本源を首腦に取るが如きなり是を以て今の時に當り主權を議するの學者の概ね皆主權の分割すべからず必ず歸一せざるべからざることを唱道せざる者なし而して此學說の偶々我國脉に基く所の主權の解說と相投合するもの豈に故なしとせ

んや既に主權の歸一にして分割すべからず獨り君主の一身に存する以上に國家の官吏たるものゝ動作の主權之を爲さしむるなり故に行政各部の機關の活動の主權の委任權に過ぎずして決して固有のものにあらず故に官吏の動作の委任權にして行政各部の機關の支派を別ち各々定分を有して獨立に運轉するの機能を有するに拘ず歸一の主權の君主の總攬せらるゝ所なり之を以て假令議會を開き公議興論の府と爲すも主權の唯た君主の一身に存在するとを遺忘すべからず然りとも雖も既に憲法を以て立法權の活用を規定せらるゝ以上に天皇固有の大權を施用せらるゝに當りての謀議周匝を旨とし興論の公平を期し以て臣民と和同して之を行ひせらるゝ是れ憲法の約束なり然れども將來如何の事變に遭遇するも日本に於ての開闢以來の國脉に基き上元首の位を保ち決して主權の民衆に移らざることを希望して

止まざるなり

夫れ憲法ハ永遠不磨の寶典なるを以て其規定する所ハ天皇陛下も官吏も人民も等しく其範圍内に於て享くべきの權利に依て各々其働く爲し以て一國の幸福を増進するとを期せざるべから是れ天皇陛下の大典を親裁して天下に宣布し玉ふ所以にして要唯だ上下和同して内ハ一國の康福を増し外ハ我國威を張るの懇慮に在せらるゝ昭昭たり故に今憲法發布の盛事を歓呼し其權利を曉知すると共に天皇陛下の至仁至愛の懇慮に對し奉り深く其聖慮を奉戴せんこと予が冀望に堪へざる所なり

凡そ一國の事を分析すれば政治上にもせよ又人民の營業上にもせよ各々其利害得失を異にする點より此れを利とし彼れを害とするハ數の免ざる所なり索より其得失の繋る所を以て分岐するハ妨げずと雖

も其歸着する點ハ一國の和同ならざるべからず聖天子の御心も亦此に外あらざるあり故に異日憲法の實行を觀るのに於て代表者を出して政治に參與せしむるも國家の存續即ち君民間の調和の切要なることを遺忘すべからざるあり諸君ハ皆各々其居住する地の相異なるに隨ひ其人情、風俗、利害、得失の異同あるも君民調和の一ことに至てハ常に其心を一にせざるべからず此點に付てハ予ハ諸君の力に倚り漸く諸君の郷里の人々をして此心を養ひしめ併せて今予の述べたる聖天子の教慮を傳へられんとを深く希望せざるを得ず

次に予ハ政黨に論及せんとす既に各地の人情風俗等を異にし各々其利害を同ふせざるの點より府縣會と雖も猶且小黨派の存するを見る况んや憲法を設け議會を開かんとするに當り黨派の起るハ人類群集の上に於て免るべからざるの數なり然れども他日國家の政事を以て

臣民代表者の議決に付するに當て、其利害の一府縣の利害得失に非ずして則ち延て全國の利害得失となるべし故に苟くも帝國議會の議員たるものへ自己の選舉せられたる一部の臣民を代表するにあらずして全國の臣民を代表し敢て郷里の利害に躊躇せずして汎く全國の利害得失を洞察し専ら自己の良心を以て判断するの覺悟あかるべからず然りと雖も互に其意見を異にするに至て、勢ひ黨派を生ずべし蓋し議會又は一社會に於て黨派の興起するハ免れ難しと雖も一政府の黨派ハ甚だ不可なり予ハ聊茲に學問上の講究を爲さるを得ず抑々歐洲の黨派の如きも一利一害にして其黨派の争を爲すや索より政治上の主義目的あるを要すと雖も事々物々に其目的を豫定するものにあらず何となれば其時と場合とに依り政府ハ之に適應するの處置を施さるべからざるの責守あるものなればなり故に苟くも政府たる所なり。

凡そ政黨政府の國を觀るに稱すべきものハ甚だ稀なり既に前に述べたる如く我國に於て主權ハ之を至尊に歸するを以て天皇陛下ハ全國を統治し玉ひ宰相ハ天賦を行ひせらるゝに付ての補弼たるのみ而して其補弼たるの任に至てハ一定の分義なからざるべからず蓋し君主ハ臣民の上に位し各政黨の外に立つものなり故に一の黨派の爲に利

を與へ他の黨派の爲に害を與ふるの政治を施すべきものにあらず則ち不偏不黨ならざるべからず又宰相ハ可否を獻替して天賦を補佐し奉るものなるを以て政府をして常に黨派の左右する所たらしむるハ亦甚だ容易あらず歐洲の歴史を縦て黨派政府の跡を見るに常に一の黨ハ必ず之を行ひ必ず彼れを排くと云ふ一定不動の主義を探るに非ず時としてハ唯だ人民の東西に分れて互に勢を制せんとするの觀なきにしもあらず試に黨派政府を以て稱せらるゝ英國の内閣更迭の跡に就て之を観るに必ずしも道理にのみ支配せらるゝにあらずして多く偶然勢の然らしむるものなりと認むるも敢て不可なるなきが如し而して其國の事情に照せば場合に依てハ黨派政府の利なることあり又全く然らざるともあるべし此事たるや我國に於ても亦今日に至るまで既に一の問題たりしを以て憲法發布の後に在てハ大に考慮す

べき事項なるを信じ予ハ予の所見を伏藏なく吐露するなり畢竟黨派ハ民間に在てハ止むを得ざる結果なりと雖も之を以て政府にまで及ぼすハ難事なりと思考せざるを得ず將來の大勢ハ能く一人の抑制し又ハ作爲し得べき所にあらざるを以て容易に確言するを得ずと雖も憲法の規定する所を接し議會の前途を考ふるときハ我天皇陛下ハ九五の位を踐みて大政を統治し玉ふと云ふに在り歐洲の一種の學者中ニハ王ハ一國を統ふるに一國を治せずと唱ふるものあり英國の政財ハ即ち是あり我日本の政財に於て天皇ハ一切の國權を總攬して此國を統治し玉ふを以て宰相の進退一に勅裁に出でざるべからず素より衆望に協ふと否らざると又能不能との如きも陛下親ら裁靈し玉ふ所なり而して宰相ハ一國の責任を帶び國家の安危を擔ふに堪ゆるの材能を擧用せらるべきハ亦論を待たざる所なり今後議會を開き政事を

公議興論に問へんとするに當り遽に議會政府即ち政黨を以て内閣を組織せんと望むが如き最も至險の事たるを免れず蓋し黨派の利を説く者少からずと雖も既に一國の基軸定り政治をして公議の府に據らしむるにハ充分の力を養成するを要す若し此必要を缺て容易に國家の根本を搖撼するが如きことあらば將來の不利果して如何ぞや是れ予の私に憂慮する所なり諸君に於ても亦希くハ予が誠意正心を以て叙述したる言論を咀嚼観味せられんことを凡そ一國の利害得失ハ政府の爲す所に關係するもの多し而して政府の當に爲すべきことハ國內を同一視して偏頗なきに在り其第一の要ハ之を公にすること次に其人物の力に依ること是なり益し一國の責任を負ふこと之を口に言ふハ甚だ易しと雖も實際に之を行ふハ甚だ難し國民たる者能く此難事を察せず遂に平和を望て平和を破るの極に陥る如きことあらば實

に一國の不幸なり予ハ信ず今ハ憲法政治の初步の日あり若し今日にして不幸にも針路を誤るときハ異日の安固を期すべからざらん諸君ハ苟も一府縣民の望を負ふて議員とあり又其中に就き推されて議長となりたる人々あるを以て直に解せらるべし予不肖と雖も國家の幸福と人民の安寧を希ふ一片の赤心を以て諸君に告ぐ世人勵もすれば藩閥政府と云ひ又薩長政府と説く今の當路者ハ永久其他位を保たんことに懲々とするが如く評するものあるも是れ揣摩の甚しきものなり試に維新以還今日に至るまで二十年間政府の施措したる事業を顧れば自ら釋然たるべし而して固より其間意の如くならざるもの多しと雖も維新の大業を幫けたる者にして苟くも一身の安泰を謀るの意に出ざるハ亦明あらん今在廷の官員即ち予の同僚の各大臣ハ皆皇室を重じ國家を重じ人民を重じ國家人民の爲めに其心身を致す者なるハ

予の深く信ずる所なり又職務上此の如くならざるを得ざるなり又維新以來經理したる事業の一を指點せば彼の一般の教育を獎勵したる如きハ政府の意全く人材を陶冶せんことを願ふに在り豈に人民を抑壓して己れ永く顕要の地位を占めんと欲するものあらんや此の如き事ハ獨り我政府の目的ならざるのみならず今日國家を經理するに於て爲し能ハざる所あり我か國二十年來長足の進歩を爲したるハ事實に徴して疑なきなり試に回顧して二十年前の日本と今日の日本とを比較せば恐らくハ別乾坤の感あらん今後此方針に従ひ上下相待て誤ることなく相共に駆々として進歩する時ハ遂に吾人の國家に對する最大目的を達するに至るべし

以上ハ政府の國是とする所を行ふの一事例を擧るに過ぎず凡そ此の如き事項ハ黨派の成立するに拘らず又何の黨派たるを問はず均しく此點を誤らざれば一國の進運を視ること必ず同一ならん若し一方ハ非常の利と爲し他の一方ハ之を大害視する如きなからんとを欲するのみ予が曾て記憶する所に據れば彼の高名なる伊國の宰相カブールが議院に對して曰く伊國人民たる諸君ハ伊國の爲に今日まで非常に盡力したりと雖も尙將來に於ても大に盡力せざるべからず諸君ハ伊國の勇氣と文化を進歩せしめたる祖先の子孫なり伊國人ハ何れの邦國にも劣らざる文治の國に生息し完全なる權利を享有しつゝある伊國人なるとを歐土に示すべしと予ハ此憲法の範圍内に於て其秩序を紊乱て以て國家を利せんと謀るが如きハ謬見の最も甚しきものあるとを斷言せざるべからず故に予ハ此の如きの過ちに陥らざる爲に日本人たる者ハ天皇陛下の至仁至愛の教慮を肝膽に銘すべし而して上下共同して一國の獨立を圖り世界各國に向ても日本ハ此の如きもの

なりと國光を宣揚せんこと予が畢生の志なり伊藤博文ハ之を措て他に望みあることなし予ハ明治六年十月二十四日より内閣に入り爾來一日も内閣を去りたることなく十五年間餘天皇陛下の聖慮を奉戴し岩倉大久保木戸先輩諸氏の國家の爲に計畫したる精神を繼ぎ躬ら力のあらん限り盡さんことを決心したり予ハ素より卑賤に出て學淺く才短く此の如き地位を保つに當らずと雖も天皇陛下の恩遇を蒙り先輩ハ病に仆れ或ハ児手に斃れたるを以て此寵恩に對し奉り今日まで微力の限りを效して聊國家に盡さんと欲したりと雖も其及ばざること多きを知る是れ皆予の甘じて其責に當らんとする所あり予ハ今諸君に將來我國ハ上下共同して進歩するの希望を述べ併せて予の素志の在る所を告ぐるのみ

又タ同日松方伯ヨリ左ノ招待狀ヲ受ク

拜啓陳者來ル十八日芝離宮ニ於テ小集相催候間同日午前十一時同所へ御光臨相成度候敬具

明治二十二年二月十五日

内務大臣伯爵松方正義

千葉縣會議長池田榮亮殿

右小集會ニハ内務大藏兩省ノ勅奏任官各地方長官各府縣會議長等無慮三百有餘名ニ及ビタリ

其前十四日石田本縣知事ヨリ左ノ通り達セテル

今般上京ノ御用相濟候旨内務大臣ヨリ達有之候條可被得其意此段及御達候也

明治二十二年二月十四日

千葉縣知事石田英吉

千葉縣會議長池田榮亮殿

同十五日日本新聞社ヨリ午後六時江東中村櫻へ來會アルベキ旨招狀
チ受ケシモ多忙ニシテ其招ニ應ゼサリシハ遺憾ナリキ

同廿日各府縣會議長申合セ本日午後四時ヨリ元老院議長以下貳拾餘
名チ紅葉館ニ招待シテ去ル。十三日ノ答禮ノ宴チ開ケリ

同廿一日青木子爵ノ夜會ニ招カル

拜啓陳者來ル三月二日午後九時霞ヶ關官舍ニ於テ夜會相催候間同
日時御來臨被成下度致希望候敬具

諾否ノ貴答ヲ乞フ

明治二十二年二月廿一日

子爵青木周三
夫人

全

池田榮亮殿

右ハ今回ノ事件ニ付最終ノ宴會ナリシモ來會者頗ル多ク中々ノ盛會
ナリキ

明治二十二年七月十日印刷

(非賣品)

2390

13

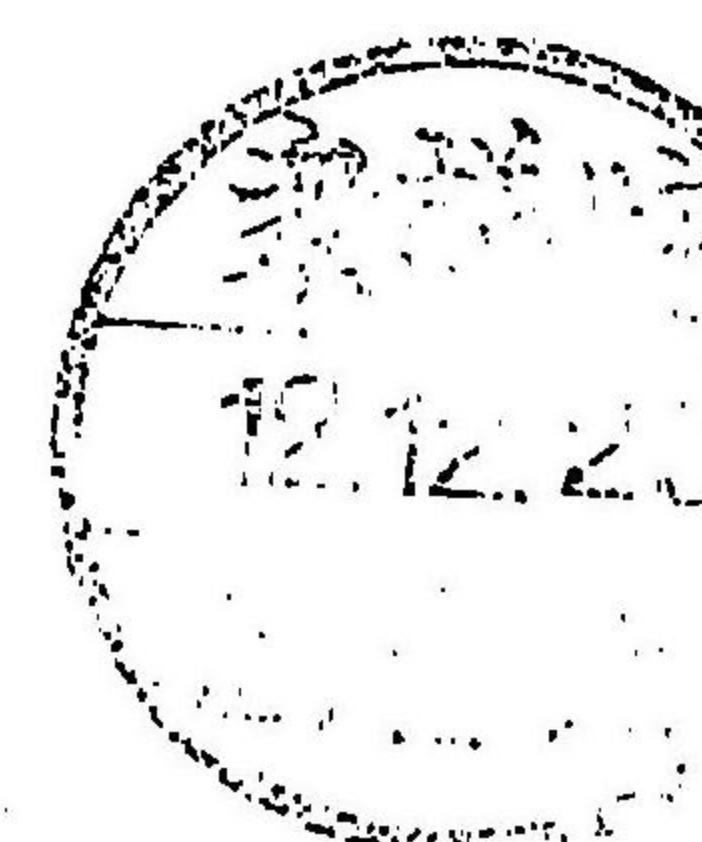
353500

印 刷 者
印 刷 所

千葉縣平民
愛 敏 利 世

東京牛込區市ヶ谷加賀町
一丁目十二番地

秀 英 舍
七番地
東京々橋區西紺屋町
東京牛込區市ヶ谷加賀町



130

